

丹波市小中学校廃校舎施設等の利活用に関する基本方針

丹 波 市
平成 28 年 3 月 1 日
平成 30 年 3 月 23 日改訂
令和 3 年 4 月 1 日改訂
令和 6 年 7 月 8 日改訂

1 目的

丹波市が用途を廃止した小・中学校施設（以下「廃校」という。）を対象に、利活用や処分についての基本的な考え方や進め方を明らかにするため本基本方針を定める。

2 小中学校の統廃合による廃校利活用に関する課題

平成 7 年度以降、人口減少が続いており、今後もこの傾向は続くものと見込まれる中、市内の小中学校が統廃合され廃校となった場合、地域コミュニティの低下が懸念される。また、小中学校は、市にとっても、地域にとっても重要な社会資本であることから、廃校の利活用については関係機関が連携して協議していく必要がある。

＜整理すべき事項、手続き＞

- (1) 各廃校の状況把握と整理（建築年、耐用年数、使用可能年数等）。
- (2) 学校用地における土地所有者の確認・整理。
- (3) 財産処分する場合、国庫補助等を受けて整備した建物等の確認・承認申請・大臣への報告（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、有償で貸与・譲渡等を行う場合など）。

3 基本的な方向性

(1) 廃校の位置づけ

元々、学校は地域コミュニティの拠点であり、学校設立時には地域の協力が大きく、立地も校区の中心であることを踏まえ、校区住民等と地域の活性化に結びつく利活用方法について十分協議を行う。

なお、廃校は普通財産とする。

(2) 利活用検討の優先順位

保有資産の縮減を基本に廃校の利活用の優先順位は、施設の老朽度合等を考慮の上、原則として次のとおりとする。

ただし、市全域の活性化に繋がるといった観点や経済的な観点などから、他の活用手段より処分が優位であると判断する場合は、市が主体的に処分方法を検討し処分することを優先とする。

なお、廃校全体で利活用の方法を検討できない場合（部分利活用）でも同様の考え方とする。

①処分（老朽）

施設の老朽化が著しく利活用に適さない場合は、処分（解体・撤去）する。

②公共活用

利活用に適すると判断した場合は、まず公共用施設としての活用方法を検討する。

③地域活用

②の活用ができない場合、地域に密着した施設として、校区住民（地域づくりを推進する自治協議会等）が主体の活用（校区等が行う公共的活用、民間活用を含む）を検討する。

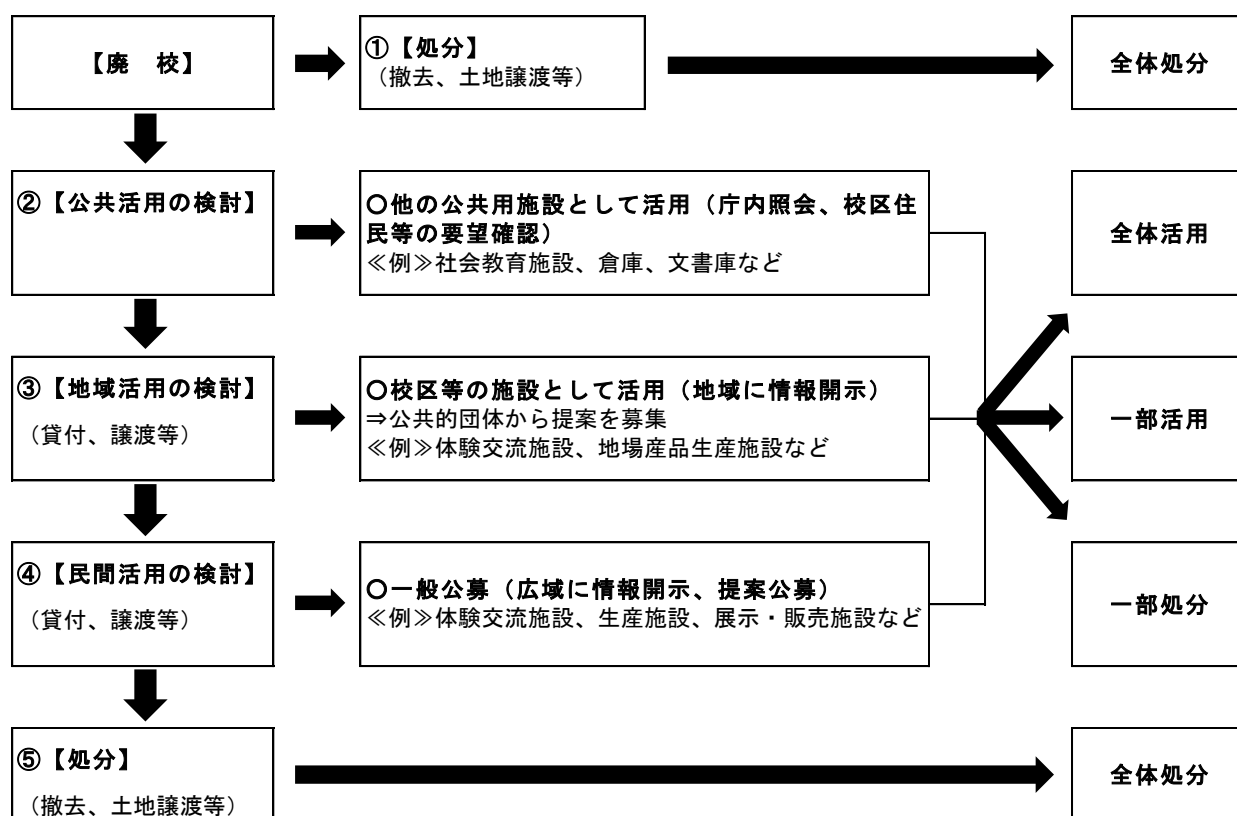
④民間活用

②③の活用ができない場合、NPO、民間企業等の活用を検討する。

⑤処分（時限）

②③④の活用ができない場合で、一定の期間（概ね5年）活用が見込めない場合は、原則処分（解体・撤去）する。

☆活用の流れ



(3) 利活用を検討する上で考慮すべき事項

①建物の状況による考え方

原則、現状有姿で使用する。

②プールについて

○廃校となった時点で、安全管理、環境衛生を考慮し、水を抜く。原則、解体撤去はしない。

○防火水槽としての機能を有している廃校もあるが、プールの本来機能ではないため、該当地域に防火水槽が必要な場合は、プール以外で整備する。

③指定避難所について

廃校は避難所に指定しているが、進出事業者（以下「事業者」という。）が決定した場合は、事業者との協議により、その事業活動の支障とならない範囲において避難所指定を継続する。

④その他

○原則、借地は解消する。

○廃校の名称は、利活用の実態に即したものとする。

○校舎等建物の解体費用は、市が負担する。ただし、譲渡により校舎等建物の所有権が譲受者に移転した場合は、譲受者が負担する。

4 公共的施設以外への利活用にあたり配慮すべき事項

(1) 配慮すべき事項（利活用及び処分、譲渡を含む）

①建築基準法、消防法、その他関係法令に適合していること。

②公共施設の転用にふさわしい目的であること。

③地域の活性化につながること。

④地域の環境に与える影響を最小限にすること。

⑤市民に対して危害を及ぼす可能性や社会的に風紀を乱すおそれがないこと。

(2) 廃校施設の維持管理経費について

維持管理経費（光熱水費、消防設備・電気設備等保守点検料、グラウンド等維持管理経費）については、原則、事業者の負担とする。

ただし、社会体育事業等、地元住民が主体となって施設を利用する間は、市がその経費の一部を負担する。

(3) 修繕負担区分について

①貸付物件の施設・付属工作物・設備等は現状有姿で事業者引き渡すものとし、補修及び修繕、交換等に要する経費は、原則、事業者が負担する。

②事業者が事業実施のために市の承認を得て建物を解体した工事等に要する費用は、事業者が負担する。

③天災地変等事業者及び市の双方の責めに帰すことができない事由により発生した貸付物件の躯体に係る工事その他の貸付物件の補修及び修繕の費用負担は、双方の協議により決定することとする。

(4) 事業成果の検証等

貸付後、一定期間経過した時点で、事業成果の検証等を行い、当初の利活用計画の見直し（中止・継続・処分など）を検討する。

利用目的が途中で達成できなくなった場合には、利活用時の契約条項に則して施設を返還させる。

5 利活用及び処分にあたっての市の支援

「丹波市財務規則」及び「丹波市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」、
「丹波市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づく丹波市財産の地縁による団体への譲与等に関する要綱」を基本に対応する。

(1) 土地及び建物の貸付は、原則、無償とする。

(2) 維持管理経費の補助については、上記4の(2)のとおりとする。

(3) 土地、建物の払い下げについては、次の条件等を考慮し、売却額の減額などの支援を検討する。

〔条件〕

○地域振興のために利活用が望まれること。

○廃校後一定の期間を経過して、他の利活用の計画が想定されないこと。

○利活用計画に対して、校区等の賛同が得られていること。

○事業主体が公共的な団体であり、事業内容の公共性が認められること。

○その他必要と認められる場合。

(4) 施設整備費（既存の建物、電気・消防や合併浄化槽等の設備の改修・更新や新規整備）は、事業者負担とする。

※平成29年度に「廃校施設利活用奨励補助金」を創設

6 管理体制等

廃校施設を含めた、公有施設等の利活用を総合的に管理・調整する財務部資産活用課が管理するものとする。

7 検討対象施設

検討対象施設は、学校適正規模・適正配置の推進に係る学校統廃合により廃校となる施設とする。